

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度鳥取県緊急銃猟実施者育成研修開催業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和8年7月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 各種調査委託のその他

イ その他の委託等のその他

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から過去10年以内に、国又は地方公共団体における狩猟又は有害鳥獣捕獲の技術に係る受講定員30名程度以上の講習の研修運営業務を履行した実績があること。

(5) 当該業務に次のアからウの全ての要件を満たす者を従事させることが可能であること。

ア 環境省鳥獣プロデータバンクの鳥獣保護管理プランナー又は鳥獣保護管理捕獲コーディネーターに登録していること。

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の3に定める猟銃等射撃指導員に指定されていること。

ウ 第一種銃猟の狩猟免許を有し、過去3年以内に銃猟によるクマの捕獲を行った経験（銃器による止めさしを含む。）を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課

電話 0857-26-7656

電子メール choujyu-center@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

(1)に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

令和8年4月28日(火)から同年5月13日(水)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/choujutaisaku/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年4月28日(火)から同年5月13日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札方法

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。以下、「郵便等」という。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月21日(木)午前10時即時開札。(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月20日(水)午後5時(必着)とする。)

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁本庁舎4階 農林水産部会議室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年5月13日(水)午後5時までに郵便等(必着)又は持参により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要(ただし、会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徴する場合がある。)

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が二名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。